

サハリン上敷香事件公式陳謝等事件訴状控訴審判決

原告の主張

(東京高裁1996年8月7日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

1 原告らは、いずれも大韓民国国民であるが、金慶白（以下「慶白」という。）の子であり、原告金●●は金貞大（以下「貞大」という。）の姉であり、原告金●●及び原告金●●は貞大の妹である。

2 一九四五年（昭和二〇年）八月一七日午前九時ころ、当時の樺太敷香郡敷香町上敷香南本町通一丁目所在の慶白宅を、日本国の氏名不詳の憲兵一名とそれに率いられた警察官数名が訪れた。右憲兵は、家の中に向かって「スパイ御大出てこい。」と大声で怒鳴り、玄関口に出た慶白に對して、「おい、お前はスパイだ。お前と息子にちよつと聞きたいことがあるから憲兵隊まで来い。」などと慶白らをスパイ容疑で取調べる旨を告げて慶白を逮捕し、また、警察官が家の中に入り込んで、貞大外五名の朝鮮人を逮捕し、同人らを憲兵分隊へと連行した上、その後、上敷

香警察官派出所内へ移監した。そして、ミアジマ外一名の警察官が同月一七日午後一時ころ、同派出所内に拘置されていた慶白及び貞大を含む合計一六名の朝鮮人を小銃で射殺し、そのころ同派出所に放火して右一六名の遺体もろとも同派出所を焼毀した。